

日吉津村海浜運動公園管理運営業務に係る指定管理者を選定するための評価基準

資料 1

日吉津村海浜運動公園管理運営業務に係る指定管理者を選定するための評価は次のとおりです。委員の評価得点の平均が最も高い得点だった団体が指定管理者候補団体として選定されます。

I 管理運営業務、事業計画について

		評価の視点	評価	得点	配点	備考
1	管理運営に関する基本的な考え方 (S:10点、A:6点、B:4点、C:0点)	・施設の設置目的に合った運営方針、事業内容になっているか。	S・A・B・C		/10	
		・施設管理手法と維持管理体制が明確であり、安全で安定的な施設管理の提案がなされているか。				
		・施設の立地、村の状況を活かすようなコンセプトや実施内容が提案されているか。				
2	サービス向上に関する考え方 (S:12点、A:8点、B:4点、C:0点)	・サービスの向上策と施設の有効活用について具体的な取組みが提案されているか。	S・A・B・C		/12	
		・利用者増加に係る提案・工夫がされているか。				
		・自主事業の企画について、サービスの向上、地域資源の活用、村民との連携等を実現させるために具体的な提案がされているか。				
		・環境への配慮、維持管理、衛生管理について提案がされているか。				
		・施設の利用に関し、公平性を維持する考え方や方策をもっているか。				
3	利用者ニーズの把握と地域連携 (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	・利用者ニーズを積極的に把握し、管理運営業務に反映していく仕組みが提案されているか。	S・A・B・C		/8	
		・地域住民とのコミュニケーションから、地域から求められる施設となるための提案がなされているか。				
		・利用者の満足度を高めるような具体的な提案がなされているか。				
4	広報、情報発信 (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	・施設（ビジターセンター）を活用した地域のPR施策が提案されているか。	S・A・B・C		/8	
		・施設のPR、利用者獲得等のための具体的な広報戦略・情報発信手法が提案されているか。				
		・村民、事業者と連携し、施設の周知を広げるような施策が提案されているか。				

5	事業計画について (S:12点、A:8点、B:4点、C:0点)	・施設運営に係る年間事業計画は適当か。		S・A・B・C	/12	
		・計画されている事業の内容が施設の設置目的や村の施策に合致しているか。				
		・計画されている事業の内容が実現可能なものであるか。				
		・計画されている事業の内容が利用者のニーズに合致しているか。				
6	管理運営体制について (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	・施設の管理運営を行うにあたり、適切な人員配置がなされているか。		S・A・B・C	/8	
		・利用者への対応や要望、苦情等の受け付け、施設の巡視点検・維持管理等が十分に実施できる体制になっているか。				
		・人員配置が勤務者の休暇、休憩等の取得が困難な体制になっていないか。				
7	収支計画 (S:12点、A:8点、B:4点、C:0点)	・収入の見込は適切か。		S・A・B・C	/12	
		・質の高い利用者サービスと利用者の満足度を確保したうえで、経費の削減が図られているか。				
		・経費の算出根拠が明確かつ妥当であるか。				
		・施設管理に係る経費と事業実施に係る経費の割合が妥当か。				
					/70	

II 管理を行う能力

		評価の視点		評価	得点	配点	備考
8	申請団体の経営状況 (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	・団体の経営状況は安定しているか。		S・A・B・C		/8	
9	施設の安全管理、緊急時の体制 (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	・災害、事故、盗難等の発生時に迅速な対応ができる組織体制となっているか。		S・A・B・C		/8	
		・利用者の安全を確保することができる計画となっているか。					
		・緊急時における連絡体制や村への通報体制が示されているか。					
10	申請団体の実績 (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	・過去に施設管理、事業の実施など同様な業務に関する実績があるか。		S・A・B・C		/8	
11	個人情報保護への対応 (S:6点、A:4点、B:2点、C:0点)	・個人情報保護法、個人情報保護条例及び情報公開条例等、個人情報保護及び情報公開に関する関係法令を理解しているか。		S・A・B・C		/6	
		・個人情報の保護について、必要な対応が示されているか。					
		・情報公開について、対応方針が示されているか。					
						/30	

【I・IIの評価の方法について】

◎：提案が評価の視点を満たしており、かつ、その内容が優れている。

○：提案等が評価の視点を満たしている。

×：評価の視点を満たしていない、または提案内容に不十分な点、不安視される点がある。

【評価】

S 評価項目における全ての評価の視点に「◎」又は「○」がつき、かつ、「◎」の数が当該評価項目の評価の視点の総数の3分の2以上である。

ただし、評価の視点の項目が2項目以下の場合は、1つ以上の項目に「◎」がつくこととする。

A 評価項目における全ての評価の視点に「◎」又は「○」がつき、「◎」の数が当該評価項目の評価の視点の総数の3分の2未満である。

B 全ての項目に「○」がつく（「◎」はない。）。

C 「×」の項目がある。

※指定管理者候補団体の最低基準点は、評価基準の評価の得点（選考委員の平均得点）が70点以上とする。ただし、各選定委員の評価項目に1つでも「C」の評価がある場合は、選定委員会で協議し、総合得点にかかわらず候補者として選定することができないと判断した場合は、候補者とししない。